

向日市の遺跡地図が新しくなり



遺跡名一覧表

1	長野古墳
2	長野古墓
3	中海道遺跡
4	長野乙古墳群
5	長野丙古墳群
6	南条1号墳～7号墳
7	恵美須山古墳
8	物集女車塚古墳
9	芝山1号墳
10	芝山2号墳
11	寺戸大塚古墳
12	芝山3号墳
13	芝山4号墳
14	妙見山古墳
15	西垣内古墳
16	宝菩提院跡
17	芝山ノ内古墳
18	大牧1号墳
19	大牧2号墳
20	五塚原古墳
21	北山古墳
22	元稲荷古墳
23	稲荷社古墳
24	長岡宮跡
25	森本遺跡
26	狐山古墳
27	鶴冠井遺跡
28	物集女城
29	寺戸城
30	石田遺跡
31	北山遺跡
32	修理式遺跡
33	殿長遺跡
34	岸ノ下遺跡
35	山開古墳
36	中ノ段古墳
37	東土川西遺跡
38	戊亥遺跡
39	山畑古墳群
40	乙訓郡街
41	南開遺跡
42	中福知遺跡
43	吉備寺遺跡
44	吉備寺廃寺
45	鴨田遺跡
90-1	大極殿・小安殿跡
90-2	内裏内部築地回廊跡
90-3	築地跡

今回の遺跡地図の改定は五年ぶりの大規模なもので、①新発見の遺跡②既知遺跡の範囲変更(拡大)③名称の変更を主に行いました。新発見の遺跡には、32修理式遺跡(弥生時代後半)、古墳時代前半の集落址、33殿長遺跡(古墳時代集落址)、34岸ノ下遺跡(古墳時代初期の方形周溝墓)、37東土川西遺跡(縄文時代晩期、弥生時代末期の集落址)、41南開遺跡(古墳時代の方形周溝墓)、43吉備寺遺跡(古墳時代の集落址)45鴨田遺跡(古墳時代前期中期の集落址)などの集落址や方形周溝墓を始め、35山開古墳、36中ノ段古墳、39山畑古墳群などの墳丘を削平された後期の古墳、38戊亥遺跡、42中福知遺跡などの平安時代から室町時代にかけての集落址、奈良時代の寺院址である44吉備寺

廃寺があります。遺跡範囲の変更された遺跡には、3中海道遺跡(物集女車塚以東へも拡張)、24長岡宮跡(東向日駅前東西道路以南に拡張)、25森本遺跡(森本町敷路・前田地区での弥生土器の出土に伴う拡張)、27鶴冠井遺跡(鶴冠井町石橋での弥生土器を含む河川跡の発見に伴う集落の南限と東限の確定に伴う拡張)、30石田遺跡(鶴冠井町十相での土壌の検出に伴う拡張)などがあります。名称の変更、補正のあった遺跡には、1長野古墳、4長野乙古墳群、5長野丙古墳群、9・10・12・13芝山1～4号墳、17芝山ノ内古墳18・19大牧1・2号墳などがあります。また、国指定の史跡として、90-1長岡宮跡築地跡が追加されました。当地では史跡指定に伴い、現状を変更するあらゆる行為について現状変更申請が必要となります。このように、約五年間で得られた資料は膨大なものになります。とりわけ、24長岡宮跡の調査は二百二十回にも及び、過去に想像されていた以上に、都造りの進んでいた様子が判明してきました。寺戸公民館建設に伴う事前調査によって発見された倉庫跡や漆器の容器片、銅製のバンドの金具などは、長岡宮が平城京よりも北に約五百三十メートル長い可能性を示してくれました。また、銅鐸型を出土した27鶴冠井遺跡は、従来から向日市域に米作りの伝わり始めた初期の地点として注目されてきましたが、調査の進展によって予想以上に大きな集落であることが判

銅鐸の鋳型など数多くの遺物が出土

明し、25森本遺跡とともに乙訓地方の弥生文化を探索するうえで、欠かすことのできない遺跡であることがわかってきました。その他、39山畑古墳群は不明な点の多い乙訓地方の後期の古墳の実体を明らかにし、38戊亥遺跡・42中福知遺跡は長岡宮廃都後、現在の村落が形成されるまでの人々の生活の様子を再現してくれました。今回の遺跡地図では、明確な遺跡としては範囲を示しませんでしたが、この他にも遺物の散布地などが残っています。それらについては、今後さらに検討を加え、市民のみなさんにお知らせする予定です。このように、向日市は文化財の宝庫です。これら貴重な財産を市民の手で守っていきましょう。



※注 文章中の遺跡名についている番号は、右図の番号を示しています。

鶴冠井遺跡で発見された弥生時代中頃に作られた銅鐸の鋳型

文化財保護法(抜粋)

◆第4条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力し、なければならぬ。

◆第57条の2 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、発掘を着手しようとする日の六十日前までに文化庁長官に届け出なければならぬ。

向日市埋蔵文化財調査実施要綱

◆第1条 この要綱は、市内に包蔵されている埋蔵文化財の調査を実施することに

◆第2条 原因者が、法人、個人、個人より、向日市の歴史、文化等の正しい理解と、将来の文化向上発展に資することを目的とする。

◆第3条 原因者が、個人で自己の住宅の用に供する届出等、営業行為と認められないものについては除く。

◆第4条 この要綱に定めるもの(以下「原因者」という)は、埋蔵文化財の調査について教育委員会と協議するものとする。

◆第5条 この要綱は、昭和54年4月1日から実施する。

